二　火力発電所

主要電気工作物	主設備
蒸気タービン	タービン（ケーシング、仕切板ノズル、車軸、円板、羽根及び軸受を含む。以下この号において同じ。）、調速装置、非常調速装置、主蒸気管（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、再熱蒸気管（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、気筒連絡管（安全弁を含む。）、工場送気管（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、復水管（安全弁を含む。）及び給水管（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、主蒸気止め弁並びに熱交換器、高圧給水加熱器、低圧給水加熱器、脱気器、グランド蒸気復水器、蒸気式空気抽出器及び復水予熱器、スチームコンバータ、エバポレータ、空気冷却式コンデンサ並びに各設備に附属する安全弁を含む。以下ガスタービンの項において同じ。）
ボイラー	胴、管寄せ、火炉、蒸気だめ、給水ポンプ、再熱器管、連絡管、給水管、主蒸気管、再熱蒸気管、過熱器管、節炭器管及び工場送気管、安全弁、熱交換器（スチームコンバータ、貫流ボイラーの起動用ウオータセパレータ、フラッシュタンク及び各設備に附属する安全弁を含む。）、空気圧縮機（空気だめ及び空気だめの安全弁を含む。以下この号において同じ。）及びガス圧縮機（ガスだめ及びガスだめの安全弁を含む。以下この号において同じ。）、独立過熱器及び空気予熱器並びに通風機
独立過熱器	ボイラーの主設備の欄に準ずるもの
蒸気貯蔵器	ボイラーの主設備の欄に準ずるもの
蒸気井	蒸気井
ガスタービン	タービン、調速装置及び非常調速装置、空気圧縮機及びガス圧縮機、燃焼器からタービン、空気圧縮機から燃焼器及び空気圧縮機からタービンに至る配管（安全弁を含む。）並びに熱交換器及びガス発生器
内燃機関	内燃機関（気筒、ピストン、ピストン棒及び連接棒、クランク軸、はずみ車、軸受、弁並びに減速機及び増速機を含む。）並びに調速装置及び非常調速装置
燃料設備	廃棄物固形化燃料を貯蔵する設備、油タンク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、液化ガス用気化器（安全弁を含む。以下この号において同じ。）並びにガス用又は液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上の配管及び導管
ばい煙処理設備	空気圧縮機、通風機、破砕機及び摩砕機
液化ガス設備（液化ガス用燃料設備を除く。）	液化ガス用貯槽、液化ガス用気化器、液化ガス用容器（安全弁を含む。）並びに液化ガス用の外径百五十ミリメートル以上の配管及び導管
ガス化炉設備	ガス化炉、蒸気発生器及びボイラーの主設備の欄に準ずるもの
発電機	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの（揚水式発電用の発電電動機を除く。）
変圧器	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧調整器	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧位相調整器	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
調相機	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力用コンデンサー	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
分路リアクトル及び限流リアクトル	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
周波数変換機器	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
整流機器	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
遮断器	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

三　燃料電池発電所

主要電気工作物	主設備
燃料電池設備（出力五百キロワット以上のものに限る。）	燃料電池、容器、熱交換器、改質器及び気化器、安全弁、燃料貯蔵設備、液体窒素用貯槽、窒素用ガスだめ並びに管
変圧器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧調整器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧位相調整器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
調相機	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力用コンデンサー	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
分路リアクトル及び限流リアクトル	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
周波数変換機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
整流機器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
遮断器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
逆変換装置（容量五百キロボルトアンペア以上のものに限る。以下第六号において同じ。）	逆変換装置又はインバータ

四　太陽電池発電所

主要電気工作物	主設備
太陽電池（出力五十キロワット以上のものに限る。）	太陽電池モジュール及び支持物
変圧器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの
負荷時電圧調整器	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの